募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法及び同法施行令に定める取引条件説明義務及び同法第18条の2に定める契約締結前の書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この契約は、北海道アウトドラッグ株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加される旅行者と当社との間に締結される契約をいいます。

(2) 当社との契約の成立の時期は、当社が旅行者からの申込書を受理した後、当社が申込を承諾した旨の通知をした時とします。ただし、当社が旅行者から申込金を受領する場合は、当社が申込金を受領した時とします。

(3) 当社は、この契約に関する旅行業務及び手配業務を、当社の定める「運送・宿泊機関等の提供するサービスの利用条件」に従って行います。

2. 旅行開始前の当社への契約解除

(1) 当社は次の場合の契約解除（以下「当社の解除」といいます。）を行うことがあります。この場合、当社は、既に収受した旅行代金を払い戻します。

(2) 当社の解除権の行使期間は、旅行開始前までとします。ただし、当社が旅行者の重大な過失の原因となった事由については、旅行開始後も解除することがあります。

3. 旅行開始前の旅行者による契約の解除

(1) 旅行者は、当社に対して、いつでも契約を解除することができます。この場合、旅行者は、当社に対して、別表第1に掲げる解除料を支払うものとします。

(2) 旅行者が旅行開始前に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(3) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(4) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(5) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(6) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(7) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(8) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(9) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(10) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(11) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(12) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(13) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(14) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(15) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(16) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(17) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(18) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(19) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(20) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(21) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(22) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(23) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(24) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(25) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(26) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(27) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(28) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(29) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(30) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(31) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(32) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(33) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(34) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(35) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(36) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(37) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(38) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(39) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(40) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(41) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(42) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(43) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(44) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(45) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(46) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(47) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(48) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(49) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(50) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(51) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(52) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(53) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(54) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(55) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(56) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(57) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(58) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(59) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(60) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(61) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(62) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(63) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(64) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(65) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(66) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(67) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(68) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(69) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(70) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(71) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(72) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(73) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(74) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(75) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(76) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(77) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(78) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(79) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(80) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(81) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(82) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(83) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(84) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(85) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(86) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(87) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(88) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(89) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(90) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(91) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(92) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(93) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(94) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(95) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(96) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(97) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(98) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(99) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(100) 旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

4. 旅行開始後の解除

(1) 旅行者は、旅行開始後であっても、次の場合には、契約を解除することができます。この場合、旅行者は、当社に対して、別表第1に掲げる解除料を支払うものとします。

(2) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(3) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(4) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(5) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(6) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(7) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(8) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(9) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(10) 当社は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

5. 旅行者の交替

旅行者の交替は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行者が、この契約に基づく旅行者としての地位を、他の者に譲渡することができます。

6. 旅行代金の額

(1) 旅行代金は、旅行開始前の当社の公表した旅行代金の額とします。

(2) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(3) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(4) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(5) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(6) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(7) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(8) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(9) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(10) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(11) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(12) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(13) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(14) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(15) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(16) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(17) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(18) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(19) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(20) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(21) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(22) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(23) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その超える部分の金額は、当社に対して、違約金としての性質を有するものとします。

(24) 旅行代金は、旅行者が旅行開始後に解除する場合において、別表第1に掲げる解除料の額が、当社に通常生ずる損害の額から当社が旅行者に対して支払うべき金額を差し引いた額を超えるときは、その